

令和3年3月10日

「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」についての本会議 趣旨説明質疑(案)
【質問要旨】

立憲民主・社民 参議院議員 牧山ひろえ

〔序論〕 答弁者：総理

1. 十分な根拠の説明もないまま、2度も延長し国民の期待と信頼を裏切った政府の責任について、総理はどうお考えですか。
2. 収束が想定よりも長引いている原因。
3. 第3波の感染拡大が起こったそもそもの原因について「Go to キャンペーン」や入国制限緩和の影響の詳細も含め、どのように分析されていますか。
4. もし分析がなされていないならば、今後の感染拡大を防ぐためにも科学的な分析をしつかりした形で行うべきではないでしょうか。
5. 総理はこの国難とも言えるべき状況を克服するために、立場の違いを超えて国民の叡智を結集するおつもりはないのでしょうか。
6. 昨年と同様に本予算成立後すぐに補正予算の編成に掛からなければならぬことになるのではないでしょうか。
7. コロナ対策を円滑に進めるために「国民の信頼」は欠かせないが、この「信頼」が今の政治にあると総理はお考えでしょうか。
8. コロナ禍による辛抱を主権者である国民にお願いする側は、通常よりもより厳しく身を律しなければなりません。というよりも、国民に寄り添う意識を持っていれば、自然に身を慎む行動となるのではないかと考えますが、総理の認識をお伺いします。
9. そうならず与党議員や高級官僚にコロナ禍に相応しくない行動が相次いでいるのは、どのような原因からと総理はお考えでしょうか。
10. 赤木ファイルの公開をご指示されるおつもりはございませんか。
11. 外部有識者からなる独立性の高い第三者調査組織を立ち上げ、行政の公平性を損なう行為がなかったか、全省庁を対象に調査すべきと考えますが、如何でしょうか。

〔所得税法等改正〕 答弁者：総理

12. コロナ禍による格差拡大の状況において、税制の所得再分配機能の回復が強く求められるという認識を共有していただけますでしょうか。
13. 認識を共有していただけるのであれば、政府の税制調査会に、所得再分配機能の回復に向けた税制の在り方について、新たな諮問をするなどのお考えはありますか。

14. 年間所得1億円を超えると所得税の負担率が低下する傾向を是正する必要性等を踏まえ、金融所得についての総合課税化を行わない理由はどこにあるのでしょうか。
15. 消費税については、コロナ禍の影響を踏まえた低所得者支援策、そして、ポストコロナに向けた消費喚起策として、時限的な消費税減税を実施するのも一案ではないかと考えますが、総理の見解は如何でしょうか。
16. インボイス制度については、過重な事務負担や免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあることから、現行方式の当面維持も含め、制度の見直し、柔軟運用を図るべきであると考えますが、総理はそのようなリスクについてどのようにお考えでしょうか。
17. 今後、住宅政策の在り方を総合的に検討し、家賃補助制度などに取り組まれますか。

〔公債特例法〕 答弁者：財務大臣

18. 特例公債法が当初単年度立法とされたことの意義について、歴史的経緯も含め財務大臣はどのように認識しておられますか。
19. 衆参のねじれが解消しているのであれば、特例公債の発行を複数年度とする理由はないのではありませんか。
20. 平成28年の法改正時の約束を果たさなかった麻生財務大臣の「財政の健全化に向けて特例公債の発行の抑制に努める」旨を信用する裏付けは？
21. 「財政の健全化」が達成されているとはどのような状態のことを指すのでしょうか。

以上

令和3年3月10日

「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」についての本会議 趣旨説明質疑
(案)

立憲民主・社民 参議院議員 牧山ひろえ

[序論]

立憲民主党の牧山ひろえです。

私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました両法律案について質問をさせて頂きます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、現在治療・療養されている方々にお見舞いを申し上げます。また、医療従事者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様に心からの感謝と敬意を表します。

また明日、東日本大震災から丁度10年になります。被災により命を落とされた方々に改めて哀悼の意を捧げます。被災地の復興は今なお道半ばです。私たち立憲民主党は、復興を更に本格化させるため「東日本大震災復興に対する34項目の提言」をまとめました。私達はあの悲劇を風化させず、最後まで取り組み続けます。

[前置]

さて、3月5日に政府は緊急事態の再延長を決定しました。

1月の宣言発令時、総理は「1カ月後に必ず事態を改善させる」と表明したものの、2月に1カ月延長を決定。その際も「1カ月で全ての都府県で解除できるようにする」と述べましたが、今回もその約束を果たせませんでした。延長自体は是とするにせよ、十分な根拠の説明もないまま、2度も延長し国民の期待と信頼を裏切った政府の責任について、総理はどうお考えですか。また、収束が想定よりも長引いている原因、加えて第3波の感染拡大が起こったそもそもの原因について「Go to キャンペーン」や入国制限緩和の影響の詳細も含め、どのように分析されていますか。もし分析がなされていないならば、今後の感染拡大を防ぐためにも科学的な分析をしっかりした形で行うべきではないでしょうか。

変異株も拡散の兆しを見せている中、何よりも警戒しなければならないのはリバウンドです。政府が進めてきた「with コロナ」では、感染抑制と拡大の波が繰り返され、社会経済活動の制約は長期にわたり、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えるでしょう。私たちは、感染防止対策と医療支援、そして生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、早期に通常に近い生活・経済活動を取り戻す「zero コロナ」の道を選択すべきです。そしてこの考えに基づい

た「本予算組替動議」を衆議院において共同提案しました。そこでは、病床・療養施設を確保するために医療機関や医療従事者への支援を拡大することや、感染を徹底的に封じ込めるため、ワクチン接種体制の整備・充実、エッセンシャルワーカーや感染者の周辺をより広範囲に無料検査すること、感染ルートの把握のためのゲノム解析の強化、保健所の体制強化、出入国管理の徹底、治療薬の創薬支援等が盛り込まれています。ですが私達の組替動議に対し与党は一顧だにせず否決をしています。そもそも安倍内閣以来の政府与党には、形式的に審議を進めるだけで、国会での熟議により少しでも国民のためになる政策にしていこうという意欲が全く見受けられません。総理はこの国難とも言えるべき状況を克服するために、立場の違いを超えて国民の叡智を結集するおつもりはないのでしょうか。このような自らの考えに固執する柔軟性のない対応ですと、昨年と同様に本予算成立後すぐに補正予算の編成に掛からなければならぬことになるのではないかでしょうか。

「zero コロナ」を推進し、封じ込めに成功しているニュージーランドや台湾には共通点があります。国民に「政府に対する強い信頼感」があることです。政府の新型コロナ対応が高い実効性を確保するためには、この信頼感は必須のものです。コロナ対策の切り札ともされながら対応の遅れが際立つワクチン接種に関しても、属性や地域による差異が不可避であり、かつ副反応の懸念も払拭しえない以上、円滑に進めるために「信頼」は欠かせません。この「信頼」が今の政治にあると総理はお考えでしょうか。

総理の身内も関係している総務省や農水省の違法接待、与党議員による緊急事態宣言中の相次ぐ夜の遊興、そして河井元法相夫妻による大規模な選挙違反、秋元衆院議員のカジノIR収賄など、政府与党の終わりなきスキャンダルの連鎖は明らかにこの「信頼」を裏切るものです。コロナ禍による辛抱を、主権者たる国民にお願いする側は、通常よりもより厳しく身を律しなければなりません。というよりも、国民に寄り添う意識を持っていれば、自然に身を慎む行動となるのではないかと考えますが、総理の認識をお伺いします。また、そうならずして与党議員や高級官僚にコロナ禍に相応しくない行動が相次いでいるのは、どのような原因からと総理はお考えでしょうか。

このような不祥事は、安倍政権から引き続く宿痺であり、長く官房長官を務め、安倍路線の継承を公言している総理の責任は大きいと言わざるを得ません。内閣人事局の強すぎる人事権が権力者と官僚の間に構造的な歪みをもたらし、結果一部の高級官僚が国民の側ではなく、権力の側を向いてしまっている。このような不祥事に対し、安倍・菅の両総理とも、口では責任を認めて、それ以上の責任を取ることはしない。実効性のある再発防止策も喉元過ぎれば知らないふり。森友学園問題で、公文書の書き換えを命じられた経緯を綴ったいわゆる赤木ファイルを隠し続けていたことに象徴されるように、真相究明にも消極的という有様です。総理、「隗より始めよ」とも申します。赤木ファイルの公開をご指示されるおつもりはございませんか。また、真相究明という点で言えば、違法接待が複数の省庁、複数の案件に広がりを見せ、国家公務員倫理規程が形骸化しているのではないかと懸念されま

す。総務省による内部調査の空疎さは自浄作用の喪失を示しており、単に検事経験のある方をメンバーに入れるだけでは不十分です。外部有識者からなる独立性の高い第三者調査組織を立ち上げ、行政の公平性を損なう行為がなかったか、全省庁を対象に調査すべきと考えますが、総理如何でしょうか。

本日の主題である税、国債等の歳入に関しても、直接的そして間接的に国民に負担をお願いする性質のものですので、政治に対する信頼が必要不可欠です。

[所得税法等改正]

まず「所得税法等の一部を改正する法律案」について質問します。

(所得再分配の必要性)

税制の果たす最も重要な役割の一つに、所得再分配機能があります。しかし平成に入ってから、我が国税制の所得再分配機能は低下してきています。そして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国における格差問題は一層深刻になっています。中小企業の休廃業等や失業及び実質的失業が増加する一方で、株式市場の経済の実態とは異なる株高によって膨大な利益を得た者も多かったでしょう。このように、格差の更なる拡大が懸念される今こそ、税制の所得再分配機能を強化し、格差是正に向けた税体系の抜本的な見直しに取り組むべきです。総理、現下の状況において、税制の所得再分配機能の回復が強く求められるという認識を共有して頂けますでしょうか。また、認識を共有していただけるのであれば、政府の税制調査会に所得再分配機能の回復に向けた税制の在り方について、新たな諮問をするなどのお考えはありますか。

このように税制を通じた格差是正が強く求められる状況であるにもかかわらず、本法律案は、従来の大企業・高所得者優遇の税体系を温存するものとなっており、所得再分配に向けた抜本改革に取り組む姿勢が見受けられません。

(金融所得課税の見直し)

その最たる例が金融所得課税です。我が国では、金融所得課税の大半が税率 20% の分離課税となっているため、年間所得 1 億円を超えると所得税の負担率が低下する傾向があります。立憲民主党は、所得再分配機能の強化を図るために、これを総合課税化すべきと再三主張してきました。しかし本法律案においても、何ら見直しが行われませんでした。総理、本法律案において金融所得課税の見直しを行わない理由はどこにあるのでしょうか。

(時限的な消費税減税)

また、消費税については、コロナ禍の影響を踏まえた低所得者支援策、そして、ポストコ

コロナに向けた消費喚起策として、時限的な消費税減税を実施するのも一案ではないかと考えます。総理の見解を求めます。

また、令和5年10月から「適格請求書等保存方式導入」が予定されていますが、この所謂「インボイス制度」については、過重な事務負担を事業者に強いることになるばかりか、免税事業者が取引過程から排除されるリスクもあることから、現行方式の当面維持も含め、制度の見直し、柔軟運用を図るべきであると考えますが、総理はそのようなリスクについてどのようにお考えでしょうか。

(住宅ローン控除)

コロナ禍において住宅投資が低迷する中、住宅ローン控除の特例を当面延長することについては理解します。しかし、人口減少等によって空き家問題が深刻化する中、持ち家に対する支援ばかりでなく、家賃補助制度を創設するなど、賃貸住宅向けの支援策も重要なのではないかでしょうか。今後住宅政策の在り方を総合的に検討し、家賃補助制度などに取り組まれますか。総理のお考えをお聴かせください。

(小括)

立憲民主党は、大企業・高所得者優遇の税制を見直し、所得再分配機能の強化に向けた抜本的な税制改革を行うよう繰り返し主張してまいりました。しかし、再三の訴えにもかかわらず、改革は先送りされてきました。現下の格差の拡大は、そうした政府・与党の怠慢が引き起こしたものと言えます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、拡大した格差の問題に真摯に向き合い、抜本的な税制改革に着手することを求めます。

[特例公債法]

次に、所謂「特例公債法改正案」について質問します。本法律案は5年間にわたって特例公債の発行を可能とする根拠規定等を設けるものです。

(当初の単年度立法の制定趣旨と複数年度化の歴史的経緯)

当初、昭和50年に財政法4条の例外として特例公債法が立法された際、年度限りの単年度立法として制定されています。特例公債法が当初単年度立法とされたことの意義について、歴史的経緯も含め財務大臣はどのように認識しておられますか。

その後、平成24年度改正において、特例公債の発行期間が複数年度とされました。これは、ねじれ国会という特殊な事情を踏まえた政治的な合意を背景に実施されたものであり、衆参のねじれが解消しているのであれば、特例公債の発行を複数年度とする理由はないのではありませんか。財務大臣の見解を求めます。

(前提条件)

平成 28 年の法改正時に麻生財務大臣は「不退転の決意で 2020 年度のプライマリーバランス黒字化に取り組む」と国会で答弁していました。言わば複数年度化の条件だったわけですが、その約束を果たさないまま、ほぼ同じ内容の法案を今回平気で提出しておられる。今回の改正案にも「財政の健全化に向けて特例公債の発行の抑制に努める」旨規定されているわけですが、私達はどのような根拠で大臣を感じればよろしいのでしょうか。またこの「財政の健全化」が達成されているとはどのような状態のことを指すのでしょうか。

(小括)

そもそも国家が行う財政活動は、財政民主主義の観点から国会で審議、議決されなければならぬのが原則です。憲法が予算について単年度主義を採用している以上、予算・税制・国債発行を同じタイミングでその都度議論することが本来あるべき姿ではないかと考えます。

コロナ禍において、国民の生命や生活を守るために、特例公債を発行することは必要ですが、野放図な赤字国債の発行を抑制するためにも、国会の監視機能をむしろ高めるべきであることを主張申し上げて、私の質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

以上